

## 江戸川区介護人材採用力強化セミナー運營業務委託事業者の選定基準

## 1 基本的事項

第一次審査は書類審査、第二次審査はプレゼンテーションを行い、審査の実施にあたっては下記の評価項目の視点に基づき、合計点（100点満点）の高い順に決定する。

## 2 評価方法

評価項目	評価の着眼点
経営状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営状況の安定性</li> <li>・他自治体での実績・ノウハウ等について</li> </ul>
講師の資質・実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スキルと経験を持つ講師が確保されているか</li> <li>・過去に本事業と同様又は類似の事業受託実績があり、そのノウハウ、経験等を十分に活かせることが期待できるか</li> </ul>
セミナー内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・期待できるテーマとなっているか</li> <li>・想定される効果について</li> <li>・セミナーの集客力について</li> </ul>
個別相談会内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加事業者個々のレベルに合わせた支援を提供できる内容となっているか</li> <li>・個別相談に十分対応できる体制になっているか</li> </ul>
成果調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催後の成果調査内容、方法、分析の提案は適切か</li> </ul>
価格設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・価格設定の妥当性</li> </ul>
プレゼンテーション能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明の明快さ、意欲、熱意について</li> <li>・質疑の受け応えの明快さ等について</li> </ul>

## 3 その他

次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外する。

- (1) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (2) 提出書類に虚偽または、不正があった場合
- (3) 提出書類提出後に内容を大幅に変更した場合